

小児慢性特定疾病医療費支給申請のご案内

茨城県

新規申請には、以下の書類をご準備のうえ、□にチェックをしてご確認のうえ保健所へ提出してください。以下に記載の書類以外に、後日改めて書類の提出をいただく場合がございますのでご了承ください。

●全員共通

- (1)小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
※県内に住所を有する保護者のうち、児童が加入している医療保険の被保険者が原則申請者となります。
- (2)小児慢性特定疾病医療意見書 ・・・医師に依頼してください
※成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療用意見書（初回申請用）及びGH分泌刺激試験検査結果伝票の写しも必要です。
- (3)患者さんが属する世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されており、発行から3ヶ月以内のもの） ・・・市町村から交付を受けて下さい
※申請者と患者さんが別世帯の場合は、申請者の住民票も必要となります。
- (4)健康保険証のコピー
- (5)市町村民税課税証明書 原本（税額と所得金額が記載されているもの） ・・・市町村から交付を受けてください



- ①申請日が4月～6月の場合は前年度分、それ以外の場合は申請年度分の証明書が必要です。
- ②患者さんの加入している保険により提出書類が異なります。
- ③「源泉徴収票」「確定申告書」は使用できません。
- ④市町村民税課税証明書は中学生以下の方の分は不要です。
- ⑤市町村によっては、ご家族の市町村民税課税証明書の交付を受ける場合に、委任状等を必要とする市町村もありますので、ご注意ください。

◆国民健康保険、国民健康保険組合の場合

保険証のコピー	市町村民税課税証明書
同じ国民健康保険、国民健康保険組合に加入している方全員分	同じ国民健康保険、国民健康保険組合に加入している方全員分

◆被用者保険（協会けんぽ、企業の健康保険組合、共済組合、船員保険など）の場合

	保険証のコピー	市町村民税課税証明書	
		被保険者が課税の場合	被保険者が非課税の場合 ※被保険者と申請者が同一の方である場合は、被保険者の分のみ提出
患者さん以外が被保険者の場合	患者本人の分と被保険者分	被保険者分	被保険者分と申請者分
患者さんが被保険者の場合	患者本人分	患者本人分	患者本人分と申請者分

◆生活保護を受けている方・・・受給証明書

- (6)意見書についての同意書
- (7)保険者への所得区分の照会を行うことの同意書
- (8)個人番号（マイナンバー）提供に係る本人確認に必要な書類
※本人確認に必要な書類をご持参ください（必要な書類については、別紙を参照）。郵送の場合は、コピーを同封してください。

□(9)返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）及び140円切手

※封筒に切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を記載してください。

□(10)印鑑（記載事項に訂正か所があった場合に使用）

●該当者のみ

□(1)人工呼吸器等装着者申請書

・・・医師に依頼してください

□(2)世帯内にいる他の「小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「特定疾患医療費受給者証」のコピー

□(3)市町村民税非課税証明書を提出する方で、障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当などを受給している場合は、受給金額がわかる書類（年金証書のコピー、振り込み通知書のコピー、特別児童扶養手当等の証書のコピー など）

□(4)重症患者認定申請書及びその証明書類（身体障害者手帳のコピーなど）

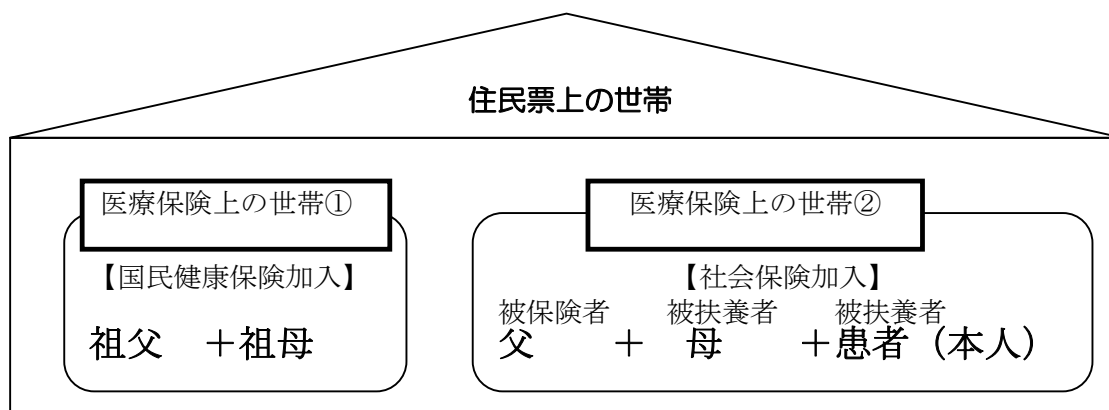
<参考>

●月額自己負担限度額算定に係る「世帯」とは・・・

ご提出いただいた市町村民税課税証明書によって、月額自己負担額を算定します。

ここで言う「世帯」とは、「公的医療保険制度の単位」です。患者さんと同じ「公的医療保険」に入っている家族が同一世帯となります。（注意！）住民票の世帯とは異なります

（例）



（例）では、住民票上は同一世帯ですが、医療保険上の世帯は2つに分かれています。申請は、医療保険上の世帯の所得に応じて自己負担額が決まりますので、提出書類は、②の世帯で考えます。

●所得に関する書類チェックシート

1 患者さまの属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか？

- 受けている →生活保護受給証明書をご用意ください
- 受けていない →2へお進みください

2 患者さまの属する「世帯は」、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか？

- 課税されていない →市町村民税課税証明書及び障害年金、特別児童扶養手当等を受給されている方は、受給金額がわかる書類をご用意ください。
- 課税されている →市町村民税課税証明書（税額と所得金額が記載されたもの）をご用意ください。

<別紙>

●個人番号（マイナンバー）提供に係る本人確認に必要な書類について

(ア) 個人番号の確認	(イ) 身元の確認
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人番号カード（裏面）<input type="checkbox"/> 通知カード<input type="checkbox"/> 住民票の写し （個人番号が記載されたもの）<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 （個人番号が記載されたもの）	<p><u>写真表示のあるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人番号カード（表面）<input type="checkbox"/> 運転免許証<input type="checkbox"/> パスポート<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳<input type="checkbox"/> 在留カード<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳<input type="checkbox"/> 療育手帳<input type="checkbox"/> H27国税庁告示第2号の第三欄の1で定めるもの <p><u>写真表示のないもの（2つ以上必要）</u></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 印鑑証明書<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証<input type="checkbox"/> 年金手帳<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書<input type="checkbox"/> H27国税庁告示第2号の第三欄の2で定めるもの

※本人確認は、「(ア) 個人番号の確認」と「(イ) 身元の確認」を行いますので、それぞれに必要な書類のご準備をお願いします。

※「(ア) 個人番号の確認」は、1つの書類で結構です。

※「(イ) 身元の確認」において、写真表示のあるものは、1つの書類で結構です。
写真表示のないもの場合は、2つ以上の書類が必要になります。

※対面により、本人確認を行う場合は、原本のご提示をお願いします。郵送により、本人確認を行う場合は、コピーを同封願います。